

日バス協業第18号
平成31年1月23日

各バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び
「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局自動車局長より、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について、別紙のとおり通達がありました。

本通達は、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)において、「地域公共交通会議等(地域公共交通会議又は運営協議会(施行規則51条の2)をいう。以下同じ。)における合意については、必ずしも全会一致を意味するものではなく、地域公共交通会議等の設置要綱等に定められた議決方法(国土交通省の調査によると全国の地域公共交通会議の約8割が多数決による議決方法をとっている状況))により決することで、道路運送法上協議が調い、関係者間で合意したこととなることを明確化するため、全国の地域公共交通会議等の設置要綱等における議決方法の定めの実態も含め、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。」等とされたことを受け、改正されました。

主な改正の概要は、別添のとおりですので、貴協会においてその旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしく願い致します。

担当:業務部 稲田・松浦
TEL: 03-3216-4014
Mail: matsuura@bus.or.jp